韓国·朝鮮文化財返還問題連絡会議年報2016

The Liaison Committee on Lost Korean Cultural Properties in Japan 한국/조선 문화재 반환문제 연락회의 編集•発行:韓国•朝鮮文化財返還問題連絡会議 2016年6月1日 No.5

〒102-0074 東京都千代田区九段南2-2-7-601 **含**03-3237-0217 Fax03-3237-0287 頒価=100円(送料90円) E-mail: kcultural_property@yahoo.co.jp http://www.asahi-net.or.jp/~vi6k-mrmt/culture/korea/index.html 郵便振替:00140-9-607811「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」(年会費-個人3000円・団体5000円・賛助会費=10,000円)

【2015-16年の動きと今年の課題】

文化財と歴史をめぐる誤解と混乱を克服し、対話と共同作業を重ねよう

21世紀の知見を活かし、共同研究と具体的なルール作りを

昨年、1965年6月22日調印の「日韓基本条約の関係 諸協定、文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民 国との間の協定」(発効は同年12月18日)の50周年を 機に、私たちは同協定の改定ないしは新協定締結を提 案し、6項目の提言も行いました(2015年年報参照)。

残念ながら、その後、具体的な議論は進まず、進展 はありませんでした。

当事者ぬきの外交決着・合意の不毛

昨年末 12 月 28 日にソウルで行われた日韓外相会談で、「慰安婦」問題に関する日韓合意が発表され、2011年 12 月以降停滞していた日韓の外交関係が突然動き出しました。ただ、「慰安婦」問題のこの合意については、被害当事者、支援団体、野党の反発が強く、履行は難しいのではないか、強行すれば韓国国内での対立が激化するとみられています。

「慰安婦」合意が困難な状況に陥ってしまっている最大の理由は、韓国外務部が被害者とのコミュニケーションを欠いたまま、一方的に合意を発表してしまったことにあります。 "外交は政府の専権事項"とされてきましたが、21世紀の現在、当事者との対話を欠いたまま、「慰安婦」問題の幕引きを図ろうとするのは、無謀な話でした。何よりも当事者の話に率直に耳を傾け、問題の核心がどこにあるのかを把握して、当事者も含めて解決の道筋を協議すべきです。

同様のことは、文化財の返還問題についても言えるのではないでしょうか。文化財が元々あった施設や地域の関係者の話を聞き、他方で現在所有している個人や施設の話を聞き、その間の経緯を丁寧に調べ、専門家の意見も聞いて、どのように道筋をつけていくかを誠実に話し合うプロセスと共同作業が、互いに他者を理解し、歴史を知り、文化を学び合う、有意義で大切な体験になるはずです。

過去の反省を踏まえたオープンなルールづくりを

1965 年文化財協定にいたる、長い日韓会談の中で、文化財返還問題がどのように議論され、当時の政治力学でゆがめられていったのかは、ようやく最近になって議事録が限定的ながら公開される中で、分かってきました。(*5~7頁参照)

日韓会談の文化財返還協議の韓国側当事者だった黄壽永(ファン・スヨン)博士が、当時の交渉への不満と批判を込めて1973年にガリ版刷で限定配布された『日帝期文化財被害資料』が、昨年42年ぶりに韓国と日本で大幅に増補して復刻・出版されたことは特筆されるべきことです(*8~9頁参照)。連絡会議は2010年の結成時から、

同書の意義を高く評価し、刊行と研究を呼びかけてきました。ぜひ広く読まれて、研究・検証が進むことを 期待します。

これまで、とくに朝鮮半島由来の文化財に関しては、不都合な事実を隠そう、隠蔽しようとする傾向が日本側で顕著でした。民間所有の文化財に関しては、1965年の文化財協定調印時に、わざわざ合意議事録で、私有文化財を韓国に寄贈することは『政府としてはこれを勧奨するものである』と明記したにもかかわらず、日本政府側にその意思はまったくなく、実際に「勧奨」が行われたことも過去50年の間にまったくありませんでした。方便としてアリバイ的に「勧奨」の2文字が挿入されたに過ぎなかったことも昨年新たになった事実です(*7頁参照)。両国国民は半世紀騙され続けてきたことになります。

21世紀もすでに 15年を過ぎて、20世紀の古い概念や手法を卒業すべきです。外交は政府・外務省の専権事項ではなく、当事者(またはその代理人)や民間の専門家も加えた多元的なフォーラムでオープンに協議し、解決策やルールを編み出すべきです。文化財に関しては、ユネスコや海外の専門家の参加や助言も得るべきです。密室の中で行われてきた外交交渉が先送りしてきた負の遺産に、半世紀を経て、当時への反省もふまえて、21世紀の英知を傾けて、どう向き合うのかが問われています。

対馬仏像盗難事件の早期解決を

この間とくに日本側の世論を硬化させ、朝鮮半島由来の文化財問題に対する嫌悪感を拡大させた大きな原因は、対馬の仏像盗難事件でした。余波はまだ続いていて、不信感と反発は解けていません。4月19日に、盗まれた仏像を元々所有していたとする韓国・浮石寺(プソクサ)が、新たに、大田(テジョン)地方裁判所に仏像の引き渡しを求めて提訴しました。このため、盗難仏像の返還にはさらに時間がかるとみられています。

一旦原状回復した上で、長期的な返還交渉を行うという段階をふまえた対応が求められていますが、裁判と併行して関係者・機関が協議し、打開策を見出すという外交的な努力を、この場合も政府間でも行うべきではないでしょうか。裁判所の管轄なので口出しできないとか、民間の問題なので関知しないという消極姿勢でなく、事態打開に向けて、知恵を出し合い、「干渉」ではなく早期解決を「勧奨」すべきではないでしょうか。このまま放置すれば、今後も混乱が続き、相互の反感・不信が一層増幅されることが懸念されます。

(編集部)

文禄の役と常宮神社の朝鮮鐘

森本 和男

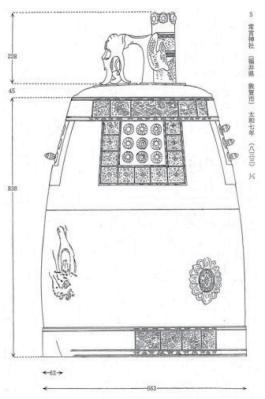
はじめに、実際に常宮神社の朝鮮鐘を見ないまま、 この小論を執筆したことをお詫びしたい。

常宮神社の朝鮮鐘と秀吉の朝鮮侵略

福井県常宮神社にある朝鮮鐘は、1592年の豊臣秀吉第1次朝鮮侵略(文禄の役、壬申倭乱)の時の戦利品である。晋州から日本に運び出され、秀吉の命によって大谷吉継が神社に奉納したものだった。これは、日本側に残されている文書などから、歴史的事実と見てよかろう。

晋州城の攻略後に、秀吉は極めて残虐な発令をして、 晋州城に立てこもった民衆6万人を虐殺し、馬、牛、 犬、猫までも殺害し、城を完全に破壊したと伝えられ ている。激戦の後に晋州で挙行された日本軍勝利の宴 で、若い女性の「論介」が日本人武将とともに入水自 殺したという話が、愛国の烈女伝説として今でも広く 語り継がれている。晋州城の戦闘は、現在晋州に暮ら す韓国の人たちにとって、最も悲しい歴史の一コマで あり、常宮神社にある朝鮮鐘は、その悲惨な歴史を物 語る貴重な文化財と言えるだろう。

日本人にとって常宮神社の朝鮮鐘は、中世末期に豊 臣秀吉が朝鮮を侵略した歴史的証拠と言えるだろう。 戦利品として持ち帰った朝鮮鐘は、常宮神社の鐘だけ でなく、複数現存することが日本で確認されている。 奪ってきたのは物だけでなく、知識人や多数の工人



常宮神社の朝鮮鐘(国宝) 『新羅鐘・高麗鐘 拓本実測集成』2004年、 奈良文化財研究所飛鳥資料館、20頁。

(技術者) たちも日本へ連行した。とくに当時貴人たちの間で珍重されていた高麗茶碗を製作する陶工たちが、侵略した日本の武将たちによって、日本に連れて来られた。その後、朝鮮の陶工たちは、日本各地で窯業生産の始祖となり、今日でも多くの人たちから賞賛されている。

豊臣秀吉の朝鮮侵略の残酷さを物語るものとして、京都市東山区方広寺の近辺にある耳塚も有名である。秀吉は第2次朝鮮侵略(慶長の役、丁酉再乱)の時に、戦功の証として、首ではなく鼻をそいで功名とすることにした。塩漬けして送られた鼻を秀吉が確認して、1597年に塚を築いて埋めたのが耳塚である。江戸時代の朝鮮通信使一行は、この塚を見て深く心を痛めたという。すなわち常宮神社の朝鮮鐘は、京都の耳塚と同様に、戦争の悲惨さを体感できる記念物・文化財なのであり、日本人にとって侵略を思い起こさせる遺産なのである。

豊臣秀吉の朝鮮侵略が始まる以前、約100年間続いた日本の戦国時代は、まさに戦争の時代だった。戦争による虐殺、殺害、強姦、捕虜の売買、身代金、破壊、放火、略奪などが横行し、戦場での略奪は、生活の糧を得るための手段にさえなっていた。豊臣秀吉の天下統一によって日本国内での戦争が絶えると、行き場を失った好戦的潮流が、日本国外の朝鮮半島へと伸びていったと考えられる。

戦時略奪文化財の返還

ところで、文化財の返還、すなわち戦時に略奪された文化財の返還は、西洋で発展した概念である。西洋でも戦争の際には、虐殺、捕虜の殺害や人身売買、略奪などが当然のように行なわれていた。そのような戦争の悲惨な光景は、歴史書のなかから無数に見いだすことができる。そして古代帝国の首都ローマには、イタリア、シキリア、ギリシア、アフリカ、小アジアなど、征服された地中海一帯から、戦利品として神像、家具、食器、織物、金銀、その他さまざまな財宝が山のように積まれて、次から次へと運び込まれた。しかし平ら異なる戦争に関する法律があり、戦争を行なうには戦争法に従うべきだという社会規範が、ギリシャ・ローマの時代から考えられてきた。

17 世紀にウェストファリア条約が締結され、近代的主権国家が成立すると、戦争法は国際法として確立しはじめた。同時に、戦時における捕虜の殺害や略奪の禁止も、国際法のなかで認識されるようになった。たとえば、ルソーの著作『社会契約論』(1762年)のなかでは、戦争は人と人との関係でなくて、国家と国家の関係である、そして、戦争中には個人の生命と財産が尊重されるべきだと主張された。

実際に、戦時に略奪された文化財が返還されたはじめての事例は、19世紀初頭のナポレオン戦争の時だった。フランスは文明の中心であり、かつてのローマ

と同様にパリを美術品で満たすというフランス人の傲慢な野心にそって、フランス軍の占領したヨーロッパ中から、美術品が集められた。しかし貪欲に美術品を収集することは倫理に反するという認識が、すでに18世紀末にヨーロッパで芽生えていて、フランスの敗北とともに、略奪された美術品が各国へ返還されたのである。

19世紀に試案された戦争法であるブリュッセル宣言、オックスフォード・マニュアルでは、文化財への砲撃回避や略奪禁止の条項が組み入れられた。そして1899年と1907年に調印され、国際的に実現した最初の戦争法であるハーグ条約で、戦時の文化財略奪の禁止が明文化された。この国際法の流れにそって、第1次世界大戦後に締結されたヴェルサイユ条約で、略奪された文化財の返還を記した条項がふくまれていた。さらに第2次世界大戦では、連合国軍の内部に文化財の保護・返還を専門に取り扱う部署が設置され、ナチスがヨーロッパ戦線で奪った大量の美術品の返還が実現したのである。

こうした国際法の流れをみると、戦時に略奪された 文化財の返還は、戦争が近代的主権国家の間で実行さ れ、さらに国民国家が成立した後に形成された国際的 慣習と言えるだろう。近代国家の軍隊は国民の税金に よって運営され、国民皆兵の徴兵によって軍隊が構成 されたのだから、戦争中に軍隊の犯した違反は、政府 ないしは国民国家に対して、問われるべきなのだろう。 さて常宮神社の朝鮮鐘について考えると、略奪が起き たのは、中世末期、豊臣秀吉の朝鮮侵略の時だった。 まだ近代的主権あるいは国民国家が出現する以前で、 戦時に略奪された文化財を返還する慣習は形成され ていなかった。常宮神社の朝鮮鐘に対して、19 世紀 以降に成立した国際慣習をもって、ただちに返還に結 び付けるのは困難と考えられる。中世末期の戦争に、 現在の政府ないしは国民国家がどのように関与する のか。つまり、近代以前の戦争について、その責任を 誰が、そしていつの時代までさかのぼるのか、まだ国 際的な了解は存在していないからである。鐘の所有権 はおそらく常宮神社にあるだろう。国宝なので、所有 権の国外移転となると、国会での議論が必須になると 予測される。

西洋における聖遺物の返還

しかしながら、はるか遠い過去に持ち出された宗教的文化財・聖遺物の返還が、近年実現している。クレタ島に埋葬された聖テトスの聖遺物が、1669年のトルコ侵入の際にヴェネツィアによって持ち出されたが、1965年8月22日にローマ教皇パウロ6世の命令で、クレタに返還された。アルクサンドリアにあった聖マルコ(福音記者)の聖遺物が、828年にエジプトがイスラム圏になった際、秘かにヴェネツィアに運ばれ、サン・マルコ寺院が建てられた。1968年6月22日にローマ教皇パウロ6世は、聖マルコの聖遺物の一部を、エジプトのコプト正教会キリル6世の使者に返還した。

聖グレゴリー(アルメニア教会教祖)の遺骸が、8 世紀のビザンチン帝国の偶像禁止令の時に、ナポリに 運ばれた。1997 年から聖グレゴリーのための大きな 教会がアルメニアの首都エレバンに建設され、2001 年にナポリから遺骸が返還された。1579年にタタールスタンの首都カザンで発見されたイコンが、ロシアの守護女神として崇敬されていたが、1904年に盗まれた。その後1993年にカトリック系宗教団体から教皇ヨハネ・パウロ2世に献納された。教皇は私室に飾っていたが、2004年にロシア正教会に贈呈し、イコンはカザンの大聖堂に置かれた。その他にも、宗教的な文化財の返還された事例が知られている。

キリスト教界では、世俗的世界が冷戦構造のもとで対立を深めていた頃から、和解が進められた。教皇ヨハネ 23 世は教派を超えてキリスト教の促進を目指すエキュメニズム(世界教会主義、ecumenism)を重視し、第2バチカン公会議(1962~65年)を開いた。1964年には教皇パウロ6世のもとで「エキュメニズムに関する教令」が布告され、カトリック教会全体でエキュメニズム運動が取り組まれた。パウロ6世は正教会のコンスタンディヌーポリ総主教アテナゴラスとともに、1054年以来続いていた東西教会の相互の破門宣告を取り消し、カトリックと正教会との和解を試みた。この和解への気運のもとで、ローマ教皇自らが率先して、上記した様々な聖遺物の返還が実現したのである。

対話と交流の展望

キリスト教会の和解が、長期間続いた宗教的対立を 乗り越えて聖遺物の返還に結びついたことを考える と、同様に和解と交流を基本にして、常宮神社の鐘も、 日本と韓国、両国の人々の間で文化遺産として大切に 保存し、将来に伝えることが可能と思われる。

朝鮮文化の研究者である浜田耕策教授は、「日本には新羅、高麗鐘が多くあります。これは倭人と朝鮮政府(150~)との交渉で、倭人が希望する仏具として、廃仏政策によって取り壊した古寺(新羅、高麗)の仏具を「下賜」したもの。「下賜」しなければ、倭人は倭寇となることを(朝鮮)政府は恐れた為、また倭寇が略奪したもの等があるでしょう。幸か不幸か倭に渡った梵鐘は、倭人に重宝されて、よく伝存した。朝鮮王朝は古寺の梵鐘を溶かして武器に改造してもいました。」とコメントした。

日本では、19世紀後半に神道と仏教を分離する宗教政策が実施され、神社から仏具、法具、仏典、仏画を廃棄する廃仏毀釈が起きた。それまでは神仏習合で、神社には仏教の関連品が普遍的に存在した。この廃仏毀釈の時期に、常宮神社で朝鮮鐘が処分されたかもしれない。というのは、廃仏毀釈の頃に日本国内で売却された朝鮮鐘があったからだ。

日本の国宝に指定され、戦時中空襲によって破壊された大阪の正祐寺の朝鮮鐘は、もともと韓国・蔚山の臨江寺にあった。倭寇などによって博多に持ち出され、1500年代に宮崎の佐土原城主伊東義祐(よしすけ)が購入して宮崎市の平等寺に置かれた。その後廃仏毀釈の時期であった 1874年に流出して、古物商をへて大阪の正祐寺に渡った。空襲で破壊されたこの鐘は、2009年に複製が製造され、蔚山の博物館でも展示された。現在この鐘は、大阪、宮崎、韓国の3ヵ所のものとして、交流を深めつつ、保存が進められている。なお、朝鮮鐘を購入した戦国武将伊東義祐の子、伊東祐兵(すけたか)が豊臣秀吉の朝鮮侵略に参陣して、

小型の朝鮮鐘を持ち帰った。その鐘は、伊東家の家宝 として伝来し、現在九州国立博物館にある。戦前は国 宝、今は重要文化財に指定されている。

常宮神社の鐘は廃仏毀釈で処分されなかった。しかし新しい国家神道に組み入れられた神社で、仏教の鐘を神道の宗教行事に使用するとはまず考えられないから、近代になって常宮神社で鐘を打ち鳴らすことはなかっただろう。すなわち、長く伝来した常宮神社の鐘は、現在神社にとって宗教的価値はないと推測される。

晋州城が攻略された時、朝鮮鐘の銘文に記されていた蓮池寺は、すでに廃寺となっていた。持ち出された時に、正確に鐘がどこにあったのか判明していないし、仏具として使用されていたのかどうかも不明である。

現代人にとって常宮神社の鐘とは、その形姿や竜頭、 天女のリリーフに見られる優美な骨董価値と、豊臣秀 吉の朝鮮侵略による略奪という歴史的意義であろう。 この2点は日本と韓国で共有できる価値観だと思われる。常宮神社の鐘は、日本に持ち込まれてからすで に400年以上を経過し、日本の国宝にまで指定されている。その美的骨董価値は、原産国の韓国だけでなく、 日本でも十分に根付いている。そして中世末期に起き た侵略と被侵略の関係、晋州で起きた虐殺を、反戦平 和を願って、これからも長く両国で語り伝えていかな ければならない。

そのためには、実際にできることから取り組むのが、 より実現性があるように思われる。たとえば、聞くと ころによると、常宮神社が海岸に近くに位置するため、 朝鮮鐘の腐食・劣化が進んでいるという。近年、日本でも寺院・神社の経営は困難な状況なので、修繕費の募金活動などが考えられるだろう。あるいは、神社および神社本庁と対話を深め、少なくとも観覧できるような信頼関係を築くことも大事だと思われる。

要するに、日本と韓国に共有する文化遺産を、一方だけでなく共同して一緒になって伝えていくという 姿勢が必要なのであり、対話と交流によって一歩ずつ相互理解を深めていく努力が重要と思われる。

< * 2015 年 10 月 26 日北九州市在日大韓基督教会小 倉教会で開催されたシンポジウム『晋州の朝鮮鐘』で 発表した小論を一部変更加筆した。 >



朝鮮鐘(常宮神社)の飛天 『蓮池寺鐘』晋州蓮池寺還収委員会

検証·日韓会談議事録

調印直前、返還文化財が次々削減された舞台裏が明らかに

李 洋秀(イー・ヤンス)

(*原文の引用はゴシック体で、文書の題目や筆者の意見は明朝体で表した。)

1951年10月の予備会談から始まる日韓国交正常化交渉において、韓国側は1952年2月21日の第1次韓日会談請求権分科委員会で8項目からなる「対日賠償請求要項」を提出したが、その第1項で「韓国から持って来た古書籍、美術品、骨董品、その他国宝、地図原版及び地金と地銀」の返還を要求し、日本側の度肝を抜いた。

「書籍 212 種

蓬左文庫所蔵朝鮮書目	142 種
美術品及骨董品	827 種
日本帝室博物館所蔵韓国美術工芸品	456 種
(歴史部 349 種、美術部 16 種、美術工芸部 91	種)
韓国古美術品個人占有調書	21 種
公州百済時代美術品個人占有者調書	多量
東京帝室博物館所蔵韓国美術品広口坩其他	94 種
東京大倉集古館所蔵韓国美術品	1種
日本各地所在韓国鐘目鐘	50 種
在東京戸田利兵衛所持韓国古美術骨董品	52 種
園田裕所蔵夢遊桃源図	9 枚
国宝鉄彩自絵唐草文瓶	1個」

である。

日韓会談韓国側文書87の164頁

1953 年 5 月 14 日の第 2 次会談財産及び請求権委員会 非公式会合では「韓国国宝古書籍目録、日本各文庫所 蔵」(日本側文書 379)、「日本所在韓国国宝美術工芸品 目録」(日本側文書 381)を日本側に手渡す。

同年10月15日第3次会談第3回請求権委員会でも「韓国国宝古書籍目録、日本各文庫所蔵(第二次分)」を追加する。しかしここまでの会談に文化財の専門家は参加してなく、「文化財小委員会」も「専門家会合」も持たれなかった。

しかし文化財を含む韓国側の請求を巡り有名な久保田貫一郎発言で会談は決裂、再開まで 5 年を要する。 決裂直後の 10 月 21 日に発表された外務省情報文化局 長談「日韓会談について」には、「韓国代表団は、また、 日本が韓国から「略奪」したと称する数千点の美術品 のリストを提出してその返還をクレイムの一部とした。 このリストはよく調べてみると明らかに日本の諸美術 館における朝鮮美術骨董品のリストをコピーしたもの である。これらの美術品はもとより正当な価格で普通 の市場により購入されたものである。それを返せとい うのは、あたかも日本人がボストン美術館の浮世絵を 返してほしいと申し出るのと同様である。」とある。

> 日韓会談日本側文書 640 の 16~17 頁、外務省 情報文化局発行『世界の動き特集号 6』29~30 頁

会談再開の潤滑油にと 1958 年 4 月 17 日、拿捕された漁夫と引替えに東京国立博物館所蔵の慶南昌寧(チャンニョン)郡校洞古墳出土品 106 点(総督府が 1918 年に発掘)が秘密裏に返還(寄贈)された。それに対する韓国側の評価は厳しい。「遺物の中で品物らしい品物は純金の耳飾 1 対で、それも新羅の古墳から出てきたものとしては、つまらない貧弱なもので、それ以外の 80 余点は首飾の小さな玉を一つ一つ数えた点数であり、残りは土器のかけらであった。それのみならず、これがどこから出て来たものだという説明もなしに送られている。・・・何らの説明もなく見かけのよい包装をして貴重品を装って送って来たのは、あまりにも恥知らずの仕業で、韓国を蔑視する態度であった。」

李弘稙「日韓会談と文化財返還問題」雑誌『新世界』1963年2月号13頁

日本側文書 598 の 13~17 頁、韓国側文書 102 の 193~94 頁

しかし韓国側は1961年2月の第5次会談文化財小委員会から黄寿永東国大学教授を、続く同年10月からの第6次会談文化財小委員会、専門家会議からは李弘稙高麗大学教授を、専門家として送り込み、俄然活気づく。これに対して日本側は文部省文化財保存委員会松下隆章工芸課長と同委員会調査官斉藤忠が対応する。

そして 1962 年 2 月 28 日韓国側は、改めて「返還請 求韓国文化財目録」を提出する。

- 「(1)朝鮮総督府により搬出されたもの
- 1.慶南梁山(ヤンサン)夫婦塚出土品
- 2. 慶州路西里 215 番地古墳出土品
- 3. 慶州皇吾里第 16 号墳出土品
- 4.平南大同郡大同江面貞栢里 127、227 号墳出土品
- 5.平南大同郡石巌里 201 号墳出土品
- 6.平南大同郡大同江面南井里 116 号墳出土品
- 7.平南大同郡大同江面王旰墓出土品
- (2)統監および総督等により搬出されたもの
- 1.伊藤博文 高麗磁器
- 2.曾禰荒助 韓国典籍
- 3.寺内正毅 典籍韓国仏像
- 4.統監府蔵書
- 5.河合弘民蔵書(官府記録)
- (3)日本国有のつぎの項目に属するもの
- 1. 慶尚南北道所在墳墓その他遺跡から出土したもの
- 2.高麗時代墳墓その他遺跡から出土したもの
- 3.逓信関係文化財
 - (4)指定文化財(小倉武之助所蔵品およびその他)
 - (5) 1.谷井済一 所蔵品
 - 2.小倉武之助 所蔵品
 - 3.市田次郎 所蔵品
 - 4.石造美術品
 - (イ)石造多羅菩薩座像

- (口)獅子2個
- (ハ)慶州石窟庵石仏座像
- (二)慶州石窟庵石塔
- (木)慶州仏国寺多宝塔獅子3個
- (へ)平南大同郡栗里八角石塔
- (h)八角逸名浮屠(根津美術館)
- (チ)五層石塔(大倉集古館) 計 12 個」 日本側文書 458 の 19、21 頁

上のリストについて細かく検討した末に日本側は会談も妥結が秒読みに入った1965年3月6日、韓国側に「日韓文化協力の一環として韓国側に贈与することを考慮すべき品目」(試案)を手渡す。

「韓国側提出の『返還請求韓国文化財目録』のうち、東京 国立博物館所蔵については下記のものを選定し贈与す る

- (1)朝鮮総督府により搬出されたもの
 - 1.慶南 梁山夫婦塚出土品全部、
 - 3. 慶州皇吾里第 16 号墳出土品全部
- (2)統監および総督等により搬出されたもの
 - 1.伊藤博文 高麗磁器 約100点
- (3)日本国有のつぎの項目に属するもの
 - 1.慶尚南北道所在墳墓その他遺跡から出土したものほとんど

2.高麗時代墳墓その他遺跡から出土したもの ほとんど (5)4.石造美術品、(イ)石造多羅菩薩座像、(ロ)獅子 付記 東京博物館以外にある国有の考古品

(4)指定文化財金錯狩猟文様銅筒(東京芸術大学)」 日本側文書 582 の 10 頁

しかし翌週の会議で一転、「慶南梁山夫婦塚の出土品は絶対に渡せない」と方針転換する。「文化財問題打ち合わせ会」同年3月12日外務省文化事業部長室での協議

「韓国側要求品目中の梁山夫婦塚出土品を出せない理由は、(イ)、(ロ)省略

- (ハ)1958 年 4 月に韓国側に梁山夫婦塚 489 点のリストを渡してしまっているが、当時このリストは外務省に渡したまでで、文化財保護委員会がこれを返還し得るものとして外務省に渡したものではないのに、外務省が一人合点して韓国に渡したようだ。
- これに対し、針谷部長から「当時の関係者にきいてみると、 当時渡した 106 点のほかには梁山夫婦塚のものだけ を渡すようになるであるとの意味でリストを渡したもの で、他に及ぼさない趣旨であったという。今度は他の ものを渡すようになるので事情は変わっている」との べた。」

日本側文書 581 の 10 頁

翌週の3月20日 「文化財に関する打ち合わせ会

- 1、梁山夫婦塚出土品
- 文部省保護委員会事務局松下美術工芸課長から「本出土 品は任那と日本との関係を説明する貴重なものであ り、韓国にこの種のものは他にあるが、日本には他に ない」という学問的理由をのべ、・・・今次の贈与は日 韓修好が目的である。古代の日韓文化交流を説明す る貴重な資料を失うことは、反って日本の朝鮮研究者

の反発を買うことになる。また一括保存という建前なら、 むしろ先方にある三分の二も、日本側に貰いたい位 である」とのべた。・・・

田中課長から、(5).4.石造美術品中の(イ)石造多羅菩薩座像(ロ)獅子の2点の贈与は問題ない。立派なものでないので、韓国側としても要らないというかも知れないとのべられた。・・・

松下課長から「文化財の贈与には、絶対に政治的圧力で 出せということのないようにして欲しい。もしそれが予 想される位なら、自分の方では夫婦塚出土品を分割 して一部を韓国に渡すことを考える」という意見を述べ た。

田中課長から、伊藤博文の高麗磁器は重要美術品に指定されていないことを説明し、

また松下課長から・・・韓国側リストにある大倉集古館にある石塔、根津美術館にある石塔は立派なもので、あるいは話をしてみれば、韓国に贈与してもよいというかも知れないと語った。」

日本側文書 581 の 16 頁

同年4月28日第7次日韓会談文化財委員会第2回会合で、日本側は内部で決めた「引渡し文化財品目案」を提出すると約束する。

「引渡し品目は陶磁器(伊藤博文高麗陶磁器 103 点のうち72点)、考古資料(1括、1連を1点として291点)、石造美術品3、図書163部852冊(統監府蔵書11部90冊、曾袮荒助献上本152部762冊)、逓信関係品目35点につき具体的に品名を示した。考古資料や逓信関係品目では北朝鮮地域出土品を除いており、またすべて国有のものであった。」

日本側文書 1316 の 305 頁

しかしこの約束は反故にされ、やっと6月11日の第4回会合になって、初めてリストが提出される。

「文化財については引き渡しが多ければ多いほど韓国側が喜ぶことは勿論であるが、他の経済交渉と異なり、バナナのたたき売りのごとく歩一歩譲歩するがごときは、両国間の感情上も面白からず、むしろ相当勉強したリストを最後案として提出することにより、即決的に話しをまとめる方式の方が効果的であると認めていたので、わが方の引き渡しリストは相当早く完成しており、かつ、これの提示を早期にすべき旨の意見があったにかかわらず、漁業交渉の進捗状況と睨み合わせながら、交渉の最終段階において提示することにより、みみっちい品目別の駆引きに深く巻きこまれることなく、迅速に話し合いをまとめることができたことは交渉技術上も効果的であったと思われる。」

後宮アジア局長の『日韓交渉に関する若干の 回想』同 1316 の 313~14 頁

韓国側がこれに抗議すると6月17日のヒルトンホテルでの交渉は徹夜になり、「午前4時に中断する際には、韓国側は梁山夫婦塚への執着から非常に感情的になり、・・・慶州路西里、皇吾里の出土品全部、伊藤博文陶磁器は日本側に6点残してあとの全部97点、慶尚北南道所在墳墓、その他遺跡から出土したものは6点を日本側に残してあと全部、高麗時代墳土その他遺跡から出土したものは4点を残してあと全部を韓国側に渡すことになり、その代りに夫婦塚出土品は日本側に残ることになった。」

同 1316 の 324~25 頁

文化財監査官松下隆章専門委員は「もし韓国側が飽くまでこれ(夫婦塚)に執着するならば、本日の交渉は打ち切るより致し方ない旨を述べた。たまたま同席した韓国方(熙)代表は、梁山夫婦塚の問題はひとまずあと回しにして、日本側が提示した引渡し品目を中心に話しを進めることを提案した。李・黄両氏もやむなく了承したが、松下氏は方公使の発言のうちに、暗々裏に日本側が他の品目においていま少し譲歩するならば、韓国側は夫婦塚を断念してもよいとの意をみとった。」

同 1316 の 326 頁

夕食のおり、「宮地(文化財保護委員会事務)局長は『夫婦塚一括遺物を分割して引渡すことによって、この交渉を解決する他はない』旨述べた。そこで松下は重ねて東京国立博物館より『特に夫婦塚の引渡しはたとえ分割引渡しでも避けたい、そのためには他の分野において多少の譲歩はやむを得ない。』との強い希望が出されていることを述べ、宮地局長も、一応了承した・・・なおこのような事態を予め考慮して、かねて東京国立博物館と打合せ、追加順位がきめてあった。」

同 1316 の 327~28 頁

「平間次長が同席した折、同氏が追加品目についてはこの席では決定できない、一時中断して日本側の意見を聞くべきであると述べたところ、李・黄両代表は色を成して以後交渉は一時中断し、韓国代表はホテルに引上げる仕儀になった。

松下はこれまでの経過からみて、韓国側に会談を中止するような強い意思はなく、引き上げは一種のデェスチャーであり、夫婦塚一括遺物を引渡さなくとも、先方は諒解するであろうとの見通しを述べて針谷代表に再開を要請した。再開後は、再び李・黄両氏と松下との品目交渉が続けられ、最後に松下が夫婦塚は引渡さない旨念を押して、李・黄両氏と握手したのは翌18日の早朝であった。

ふりかえってみて、1958 年 4 月に日本側から梁山夫婦塚一括遺物 489 点のリストが韓国側に渡されていたことは、例えその段階において必ずしもそれが引渡しをコミットした意味ではなかったとしても、最終的にこれを拒否したことは交渉の終結時において韓国側を著しく刺戟したことは無理からぬことである。」

同 1316 の 328~30 頁

「伊藤博文高麗磁器について、僅か数点を残し他を引渡したのは、質的にみてわが国内(日本)により優秀なものが多数あるからである。・・・或る程度譲歩したのは、小倉コレクション等民間コレクションにすぐれたものがあるためであり、これは民間コレクションを引渡しより護るためでもある。」

同 1316 の 331 頁

6月18日早朝「文化財事務当局者は最後には夫婦塚の発掘品については、総理よりの指令でもない限り引渡しに応じられない旨主張するに至ったので、本件に関する限りは、総理を煩わしても文部当局を抑えるより他に道がないのではと思われた時期もあった。・・・文部当局は海軍軍艦に関するワシントン会議の例をひき、他のものは犠牲にしても『陸奥』をたすけたのと同様に交渉されたい、とまで主張した。」

同1316の334、335頁

そして6月22日に締結された文化財協定合意議事録に

ある「勧奨」という単語に接した時、違和感を覚えた人は多 いのではないか。それについて松永信雄条約課長は次の ように述べている。「文化財協定の合意議事録で、私有文 化財を韓国に寄贈することは『政府としてはこれを勧奨す るものである』ということになったが、この勧奨の語は今ま での条約・協定に使われた例はない。その時の交渉のい きさつは、6月18日夜ヒルトンホテルで、韓国側の方公使 と金正泰参事官のいるところで、私はこういう説明をした。 『私有財産権は、戦時体制下にある韓国では日本の場合 よりは制約があるにしても、日本の憲法の下においては、 私有財産に対する権利は強く保護されており、侵害されな い。・・・そのことを韓国側は認識しているか』といったら、 『それはよく知っている』といった。『だから、ここでいってい る[勧奨するものである]ということは、日本政府としては[結 構なことです]という立場をとるだけであって、何らこれによ って措置をとることはないし、またできもしない。』と説明し た。韓国側は『それで結構なのです。韓国側も[韓国側に寄 贈されることになることを希望する]といっているので、それ を是非してもらわなくてはいけないと要求しているわけでは ない。日本側の説明は、法律的には、そのとおりだと思うし、 ここは単に韓国側がそういう希望を表明し、日本側も[そう いうことになれば、それは結構なことです]といって、こうい

う文になった。』もし措置をとることを約束したのであれば、全く別の書き方をしなければならないと逆にいえると思う。『勧奨する』とすれば、そのためにどういうアクションをとったかということが問題になるが、『勧奨するものである』いうことは、『私はそういう立場をとっていますよ』というだけである。このときに、この合意議事録は発表されて日本政府の立場が何かデクレアーする、例えば韓国側はたしか文部大臣声明か何かを出してくれとかいったが、『それでも結構です』といい、方(パン)公使は『私有財産だから日本政府がどうこうできないということはよく知っていますよ』と繰り返しいっていた。」

2016 年 3 月 24 日開示された開示請求番号 2015-00518 の 5、松永課長、山口、熊谷、谷 口事務官「日韓交渉の回顧-条約課の立場か ら-」の74~76 頁)

「勧奨」とはただ「結構なことです」という立場を とるだけで、何らこれによって措置をとることはない し、またできもしない」し、「そういうことになれば、 それは結構なことです」という意味に過ぎないことが、 会談文書が公開されて初めて明らかになった。

公開された日韓会談文書の文化財目録

森本 和男

日韓会談(1951~65 年)で、韓国側が返還を想定して日本側に提出した文化財目録が3冊ある。これらの目録は極秘扱いで、外務省から公開された日韓会談文書のなかに、当初ふくまれていなかった。文書の存在および文書名はわかっていたものの、文書そのものが公表されなかったので、日韓会談で韓国側が返還を要求した文化財の内容を知ることができなかった。

しかしながら、日韓会談文書公開裁判が進行するうちに、外務省が秘密指定を解除して、文書を公開した。これらの文書の公開によって、どのような文化財の返還を韓国側が考えていたのか、ようやく理解できるようになった。日韓会談で外務省アジア局の担当課が韓国代表から受理しているので、韓国側からの正式文書、つまり返還に関する公式見解と見てよかろう。

3冊の目録の文書件名などは以下のとおりである。

『韓国国宝古書籍目録 日本各文庫所蔵(但一部調査未了)』/(注)「昭和二十八年五月十四日広田アジア局第二課長が張基栄代表より受領したものの複製」/外務省アジア局北東アジア課

『韓国国宝古書籍目録(第二次分)』/(注)「昭和二十八年十月十五日第三回請求権委員会の際韓国側より受領したものの複製」/外務省アジア局北東アジア課

『日本所在韓国国宝美術工芸品目録(但一部調査未了、要追補)』/(注)「昭和二十八年五月十四日広田アジア局第二課長が張基栄代表より受領したものの複製」

外務省から公開された文書は、Fuji Xerox 社の文書ファイルソフト DocuWorks のファイルだったので、まずこれらのファイルを一般的な PDF ファイルに変換してから、紙に印刷した。すると古書籍目録はそれぞれ113ページと 158ページ、美術工芸品目録は 54ページあり、いずれも手書きの縦書き一覧表であった。

文化財返還問題を考える際に、韓国側の提出した文化財目録は重要な文書であり、今後の議論にも基礎的な資料となるだろうと判断して、データベースにした。データベース化に当たっては、韓昌祐・哲文化財団の助成とボランティアの協力を得た。

最初の古書籍目録には、内閣文庫韓国本 193 件、図書寮韓国本 74 件、静嘉堂文庫韓国本 463 件、蓬左文庫韓国本 142 件、尊経閣文庫韓国本 173 件、成簣堂文庫韓国本 65 件、彰考館文庫韓国本 5 件、水戸家所伝韓国本 6 件、計 1,121 件。第二次の古書籍目録には、東洋文庫韓国本 852 件、河合文庫(京都大学図書館保管)韓国本 688 件、米沢上杉家本邸所蔵韓国本 5 件、南葵文庫(東大図書館保管)韓国本 8 件、米沢図書館所蔵韓国本 27 件、計 1,580 件であった。 2 冊の古籍目録を合わせると、収録された古籍は総計 2,701 件であった。

内閣文庫	経部	29 件
	史部	47 件
	子部	62 件
	字書・韻書かど	5 件

	集部		50 件
	214.11	小計	193 件
図書寮	経部		10 件
	史部		6件
	子部		39 件
	集部		19 件
		小計	74 件
静嘉堂文庫	韓国史関係		10 件
	仏教関係		27 件
	医学関係		2件
	別集など		242 件
		小計	463 件
蓬左文庫	経部		16 件
	史部		27 件
	子部		31 件
	集部		64 件
	仏典		4件
		小計	142 件
尊経閣文庫	経部		12 件
	雑部		32 件
	史部		33件
	子部		31 件
	集部		65 件
		小計	173 件
成簣堂文庫			65 件
彰考館文庫			5件
水戸家所伝本			6件
東洋文庫	経部		70 件
	史部		262 件
	子部		176 件
	集部		340 件
	叢書部		4件
		小計	852 件
河合文庫			688 件
米澤上杉家本	邸所藏本		5 件
南葵文庫			8件
米澤圖書館所	藏本		27 件
		総計	2,701 件

美術工芸品目録には、東京国立博物館所蔵韓国所出 品 466 件、奈良国立博物館所蔵韓国所出品 3 件、京都 大学文学部陳列館所蔵韓国所出品50件、東京大学文学 部陳列館所蔵韓国所出品 3 件、韓国所出古美術・工芸 品個人所有調書117件、合計639件が収録されていた。

東京国立博物館所蔵品	1.歴史部	265 件
	2.美術部	17件
	3.美術工芸部	91 件
	4.美術品部	93 件
奈良国立博物館所蔵品		3件
京都大学文学部陳列館所蔵		50 件
東京大学文学部陳列館所蔵		3件
韓国所出古美術・工芸品個	1人所有調書	
1.韓国古美術品個人占	有者	21 件
2.百済時代美術品個人	占有者	6 件

3.東京大倉集古館所蔵韓国美術品	1件
4.日本各地所在韓国鐘	26 件
5.在東京 戶田利兵衛所	持配 件
6.韓国古美術品所蔵者	9件
7.国宝鉄彩自絵唐草文瓶	1 件
8.国宝豊住敬手天寺十三層石塔	1 件
小計	117 件
総計	639 件

なお東京国立博物館所蔵品のうち、歴史部はおもに 遺跡出土品、美術部は絵画、美術工芸品部は陶磁器、 美術品部はおそらく古墳出土品と思われる梁山郡梁山 面新基里発見品と、昌寧郡昌寧面校洞里古墳発見品で ある。京都大学文学部陳列館のものは、楽浪、慶州、 扶余などから出土した考古学資料である。個人所有調 書には、小倉武之助、篠崎哲四郎、東條正一、内藤米 一、一宮近蔵、軽部慈恩、戸田利兵衛などの名前が記 されてあった。

韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議の歩み

韓国・朝鮮文化財返還向超達裕去議の少の 2015~2016			
2015年 5月23日	年報 4 号発行·連絡会議		
6月20日	第5回総会·講演会(大阪経済法科		
	大学麻布台セミナーハウス、講師=		
	荒井信一・姜健栄・李洋秀)		
7月11日	連絡会議		
9月11日	「韓日正常化 50 年記念学術大会」(韓		
	日関係史学会主催)で報告(有光)		
9月12日	「韓日文化財問題の過去と未来を語		
	る」(国外所在文化財財団主催)で報		
	告(李洋秀·大澤文護)		
9月26日			
10月26日	「晋州朝鮮鐘返還に向けて」(晋州還		
	収委員会主催、北九州小倉教会)で報		
	告(森本・李洋秀)		
11月6日			
11月13日	· 「解放 70 年韓日平和協定 50 年回顧		
シンポジウム」(韓国順天ユネスコ協			
	会主催)で報告(李洋秀)		
12月19日	『日帝期文化財被害資料』日本語版		
	出版記念「韓国·朝鮮文化財返還問題		
	を考えるワークショップ」開催(大阪		
	経済法科大学麻布台セミナーハウ		
	ス)		
2016年 1月30日	連絡会議 2月27日 連絡会議		

朝鮮半島由来の文化財を考える関西国際ワークショップ - 関西にある朝鮮半島由来の文化財を知る・学ぶー

連絡会議 4月16日 連絡会議

3月12日

- ■2016年6月4日(土)10:00~17:00(受付9:30~)/5日 (日)9:00~17:00(バスツアー:大阪・京都関係施設訪問)
- ■会場: 6月4日大阪・韓国文化院 セミナー室(韓国文化院 (大阪市北区中崎 2-4-2 4F **四**06-6292-8760)
- ■参加費:4日2,000円、5日4,000円、2日間参加5,000 円(学生・65歳以上半額) ⇒詳細同封チラシで

「小倉コレクション」について 目録は語る

李 素玲(イー・ソリョン)

「古蹟調査事業」と日本人コレクター

小倉武之助(1870~1964)は、「韓国併合」前の1903 年に朝鮮に渡り、様々な職種をへてのちに電気事業に より成功した在朝日本人企業家の一人である。その財 により植民地朝鮮における古物収集の有数の朝鮮文化 財コレクターと目されている。いうまでもなく、朝鮮 総督府下の朝鮮統治における文化政策としての古蹟調 査事業は、総督府学務局での所管であり、総督府博物 館が統括した。すなわち総督府による古蹟調査と博物 館事業とは表裏一体の関係であった。総督府博物館職 員が古墳墓の発掘にかかわる。発掘により遺跡の存在 がクロズアップされると、さらに古墳を盗掘し石塔・ 石碑を運搬して内地へ転売したりするコレクターが出 現し増加していった。植民地期に植民者として、企業 者として日本人コレクターの文化財収集の背景には朝 鮮総督府の植民地支配が有効に作用していることはい うまでもない。日韓会談韓国側文化財専門委員である 黄壽永が「先祖の墓地を蹂躙し、副葬品を強奪した蛮 行」と糾弾したように「古蹟調査事業」によって多く の遺蹟が破壊され古墳墓が盗掘にさらされた。このよ うな古蹟調査事業の経過については、当時総督府調査 に参加していた梅原末治によっても、報告されている (梅原末治「日韓併合の期間に行われた半島の古蹟調査 と保存事業に携わった一考古学徒の回想録」『朝鮮学報』 第 51 輯、1968)。

「……もちろんこれらの出土品たるや、欧州の場合と同じく学術調査が行われることなく(日本古蹟を助長するというの古物収集家による時でである。一体、半島における造蹟の破壊、ことに古墳墓の盗掘は早く日露戦争後、高麗青磁を副葬した開城を中心とする小は登場である路東江流域の遺蹟の乱掘となり、大連に入って慶尚北遺群の大規模なのとする洛東江流域の遺蹟の乱掘となり、大模なのとする洛東江流域の遺蹟の乱掘となり、大模なのとする洛東江流域の遺蹟の乱掘となり、大連をみるにいたった。……それは殊に近年に数でであるにいたった。……それは殊に近年に数でであるほどになった。……谷井済一の昌本の出土品は馬車20台、貨車2両に至った」。

1921 年の金冠塚発掘騒動後、盗掘が盛んになると、盗掘によって持ち出される遺物は朝鮮または内地のコレクターに渡っていった。そして、1929 年大邱の駅前で開かれた「新羅美術品展覧会」には、多数の在朝日本人コレクターが出品している。すでに 1922 年の『古蹟調査報告』第 1 冊には、野守健、小泉顕夫の調査による小倉武之助所蔵の遺物「銀製透彫佩飾金具」が登場している。まさに古物収集は富の象徴であり、社会的地位を示すものとなっていた。

小倉武之助もコレクターとしての収集活動は20年代

初からという。小倉武之助は雑誌『茶わん』において、「朝鮮美術への愛着」という題で、収集の動機について述べている。(『茶わん』昭和14年9月25日、10月号第105号)

「私の蒐集の動機というのはこうである。仕事の 上から本拠を大邱におくこととなった。この大邱 というのは新羅の旧都慶州の関門であって、順路 は大邱を経て慶州に入ることになるのである。慶 州は新羅の旧都であって、新羅文化の地上の遺物、 地下の遺物と豊富で、他の地と大いに異なるもの がある所である。

しかもその芸術品は、日本と密接の関係がある朝鮮文化にして、日本の文化を研究する上において必要欠く可らざるものの様に信じられる。然るに、この新羅の発掘品が当時内地その他に散逸することを多きように思はるるによって、慶州の関門たとないにこれらの散逸する美術品の幾分かを食い止め、もつて当時の文化を偲ばんとする心意気より集め始めたのである。すなわち大正 11,2 年の頃からである。これが病みつきとなって任那、その他のものを収集する事になって今日に到ったわけである。」

1921 年は慶州金冠塚をはじめとする発掘のブームの中で、さらに22年からは楽浪発掘が盛んに行われた。

1923 年の関東大震災の影響で、予算の大幅縮減により朝鮮古蹟調査にも影響があらわれてきた。しかし黒板勝美のアイデアにより、朝鮮総督府博物館の外部機構に金を集めて古蹟調査事業の継続がおこなわれ 1931年には「朝鮮古蹟研究会」が設立された。31年より 35年まで岩崎小弥太、細川護立、日本学術振興会、宮内庁、李王家からの寄付金によって総督府古蹟調査事業が運営された。宮内庁の下賜金には条件が付いており、その後、出土品の一部は帝室博物館に収めることになり東京帝室博物館に送られた。このように朝鮮総督府博物館の古蹟調査事業は政・財の資本によって 1945年まで継続する。総督府博物館は 1923 年以降、藤田亮策が総督府博物館主任であり、41年以降は有光教一が引き継いでいる。

朝鮮総督府博物館は1915年に景福宮内で開催された総督府始政五周年記念物産共進会の終了後、その美術館を本館として12月1日に開館した。当時の朝鮮総督府博物館は博物館の経営、朝鮮各地からの埋蔵文化財の保管、古蹟・古建築物の保存、朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令による指定業務を行う、行政上は学務局社会教育課の一係であり、館長職をおかず、博物館主任と古蹟係主任である。1933年に発布された「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」に伴う作業、保存委員会に諮問する作業が主であった。保存令による保存委員会の委員は政務総監を委員長として官僚・専門家として東大・京大・京城大の教授・地元の学識経験者

34名で構成された。そのうち朝鮮人は5名に過ぎない。 保存会の委員会総会は第1回が1934年、第2回が1935年、第3回が1937年と1944年まで行われた。「宝物」 指定第1号は「京城南大門」、第2号は「京城東大門」 である。「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」は全24条で、文化財保護の指定を行い、これらの指定物件は 朝鮮本土において保存、内地への持ち出しは制限された。第2条ではその輸出、現状変更等の規制により保存を図る。宝物の所有者変更の届出等の文化財保存に 関する措置を規定する。現在の文化財保護の原型ともいわれる。当時は日本よりも先行していた。それほど過度な盗掘、発掘による被害は、重要な課題であった。 しかし1935年には小倉は内地においてその所蔵品数十点が『重要美術品』認定となる。

なぜ小倉武之助はその所蔵品を朝鮮から持ち出し日本で認定を受けたのだろうか。朝鮮現地でもすでに1933年には「朝鮮宝物古蹟名勝天然記念物保存令」が発布され日本内地への持ち出しは不法とされていた。そしてこの事実を総督府はなぜ黙認したのだろうか。金冠塚発掘品は、すべて朝鮮総督府博物館に保存されていると言われるが、小倉は金冠塚遺物を数点所有している。総督府下の法規定に照らしても、これも明らかに「不法」である。しかも22年からの楽浪発掘物と思われる遺物が多数、小倉コレクションにあるのはなぜか。

植民地期の小倉の収蔵品に関しては、1929年の大邱駅前の「新羅芸術品展覧会」に入室里出土の土器・銅剣、三国時代の環頭太刀,帯金具などを出品している。金冠塚以来出土した夥しい遺物、特に市田次郎、小倉武之助両氏の蒐集品を主とする展示であった。これらの企画にあたったのが総督府博物館主任の藤田亮策であった。また事務の処理、陳列、目録の印刷にかかわったのも藤田であったという。

さらに、太平洋戦争突入直前の1941年5月4日東京での「日本考古学会第46回総会」において「小倉武之助所蔵品展観」が初めて開かれた。その際の目録は、写真10枚、実質27頁の印刷された冊子である。 表紙の裏には、

「第46回日本考古学会総会は小倉武之助氏のご厚意によりその所蔵に係る朝鮮及び内地の出土品二百余点を選び展観に供することとせり。尚同家はその本郷区三組町別邸を会場として公開を諾され加之資を捐して目録印行の挙に出られしは、本会の銘記して甚深の謝意を表すものなり」

と書かれている。

小倉武之助は、1930年代初には東京湯島に会社の出張所と私邸をおき、頑丈な倉庫を建造して朝鮮より骨董品を運び、近くの上野の帝室博物館に通い、係りの審査を受けていたといわれる。

考古学会の展示は朝鮮関係 203 件、内地関係 16 件の 219 件の展示ではあるが、国宝 7 点重要美術品 28 点を含む小倉所蔵品の精髄であった。この展示においての遺物選定、目録印刷等は、総督府博物館関係考古学者、専門家の協力・人脈があったからこそ可能であった。総督府博物館は 1923 年以降、藤田亮策が総督府博物館

主任として実務を担当した。朝鮮古蹟事業で活躍した 若い世代の榧本亀次郎(杜人)、有光教一、斉藤忠、石 田茂作、藤沢一夫、鏡山猛たちの研究員にとっての朝 鮮は、正に「考古学の練習場」となり、戦後、彼らは 日本での大学、研究機関でも活躍することになる。 そしてその関係構図は、戦後の日本へと繋がっていった

「小倉コレクション」目録作成へ

戦後、日本に引き揚げてきた総督府関係者らは早々と活動を再開した。千葉の田舎にひきこもっていた藤田亮策も1947年からは東北大学、慶応大学の講師として大学へ復帰し1948年(昭和23年)4月2日「日本考古学協会」設立、委員長には藤田亮策が選出された。委員11名、会員81名、会友5名、事務所は東京大学考古学研究室におかれた。

藤田は1949年には東京芸術大学教授となり、国立博物館評議委員会委員、文化財専門審議会専門委員、1950年には「朝鮮学会」が天理大学において結成されるがその幹事である。

藤田亮策は総督府による朝鮮考古学の貢献について「今ここに半島における過去の文化の研究と保存との実際を思い起こし、困難のこの事業がいかにして行われたかを報告しておくのも、将来のために決して無駄ではあるまい。否、むしろ日本の半島統治の輝かしい記念碑として、広く識者を通じて世界の人々に理解せしめ、同時に半島の人々にこの点だけは永久に記憶することを願っておきたい」とその成果を強調している(『朝鮮学報』第1輯1951)。同時に朝鮮古蹟事業の資料調査・集成が早急な課題として提起されていた。

日本の「文化財保護法」は 1950 年 5 月 30 日をもって発布された。

新法によって文部省の外局として行政委員会の「文 化財保護委員会」を設置、事務局が整えられた。ここ に文化財保護行政を一体的に遂行する行政組織ができ る。新法により規制強化等の制度整備、財産権の尊重、 補助規制の整備が整う。この文化財保護委員会は東京 国立博物館・同奈良博物館・美術研究所を所属機関と



(『日本考古学年報』第3号、1950年、10ページ)

したことは考古学研究者にとっても利害関係が大きい。この文化財保護委員会はその後影響力を発揮していく。 事務所は東京国立博物館内に置かれ、その後「小倉コレクション」問題のさまざまな局面、ことに日韓会談における文化財交渉に関わってくる。

諮問機関としてできた文化財専門審議会の各部門別と文化財委員会の事務局の関係は(表 1)のとおりである。

専門審議会の考古資料・史跡・埋蔵文化財部会委員として、日本考古学協会員8名が委嘱されている(原田淑人・梅原末治・石田茂作・長谷部言人・後藤守一・柴田常恵・藤田亮策・田沢金吾)。文化財委員会により、旧『国宝』は新保護法による重要文化財指定とみなされた。そこには小倉武之助所蔵の国宝8点が重要文化財として明記されている。

重要文化財 考	古資料として	(1950、8、29 現在)
金銅透彫宝冠	(千葉)幕張町	小倉武之助
金銅翼状冠飾	"	"
金製心葉形垂飾耳	飾り	"
金銅脛当	"	"
金釧	"	"
金銅透彫飾履	"	"
金銀装環頭太刀	"	"
響銅製鐎斗	"	"
金錯狩猟文銅筒	(東京)	東京芸術大学

昭和29年(1954)には第1次改正が行われ、重要文化 財の管理団体制度が整えられた。

日本の敗戦、朝鮮戦争の勃発という激動のさなか、

「小倉武之助所蔵品」はこのような社会的変化に対応しなければならなかった。小さい文化財団を作りこれを法人となし、永久保存の道を講じたいと考え始めたのは昭和30年ごろ(1955年)とみられる。

戦後日本に引き揚げた小倉は、数回にわたり「目録」 作成を試みている。

ここに、4種の小倉コレクション目録が確認できる。 (書名、編者、発行年度)

- ①『家蔵美術工芸・考古品目録』小倉家、1954年(以下 『家蔵目録』と略する)
- ②『小倉コレクション目録』小倉コレクション保存会、1958年(以下『保存会目録』と略する)
- ③『小倉コレクション目録』小倉武之助、1964 年(以下『小倉目録』と略する)
- ④『寄贈 小倉コレクション目録』東京国立博物館、 1982 年(以下『寄贈目録』と略する)

小倉武之助本人により目録の作成が試みられ企図されたものとしては①,②、③である。これら以前に 1941年のコレクション自体の目録ではないが所蔵品の一部の「展観」目録である「日本考古学会第 46 回総会」での『小倉武之助所蔵品展観目録』(『考古学会展観目録』)はもっとも初期の資料として重要なので参考までに付記する。

以下(表2)には、『考古学会展観目録』、『家蔵目録』、『保存会目録』、『小倉目録』の内訳を一覧にした。 小倉の死後(1964年)、息子により「小倉コレクション 保存会」は維持されたが1981年「保存会」の解散により「小倉コレクション」は東京国立博物館(以下、「東博」と略す)に一括寄贈された。

現在、公式に刊行されているのは、④の 1982 年に作成された「東博」発行『寄贈目録』である(表2)。

考古学会展観目録	家蔵目録	保存会目録	小倉目録
(1941年)	(1954年)	(1958年)	(1964年)
朝鮮石器時代及金石併用時	先史楽浪郡時代前期 52	先史時代(楽浪以前)64	先史時代(楽浪以前)66
代遺物 6 (重美 3)		(重美 2)	(重美4)
楽浪時代遺物 27	楽浪郡時代 62	楽浪時代 65	楽浪時代 68
(国宝 1、重美 1)		(重美 1)	(重美1)
古新羅時代遺物 38	高句麗時代 2	高句麗時代 33	高句麗時代 34
(重美7)			
	百済時代 15	百済時代 26	百済時代 26
任那時代遺物 94	任那時代 239	任那時代 253	任那時代 253
(国宝6、重美9)	(重文 2、重美 2)	(国宝 8、重美 13)	(重文8、重美14)
百済時代遺物 1	古新羅時代 110	新羅時代 239	新羅時代 241
	(重美1)	(重美15)	(重美 17)
	三国時代 26		
新羅統一時代 24	新羅一統時代 38		
(重美 5)	(重美 2)		
高麗時代遺物 13	高麗時代 118	高麗時代 138	高麗時代 155
	李朝時代 35	李朝時代 149	李朝時代 158
	仏像 45	仏像仏画並経文 58	仏像仏画並経文63
	陶磁器 92		
	(重美 3)		
	絵画 50	絵画及書 91	絵画及書86
内地出土遺物 16	中国出土品 11	日本之部 28	日本之部 46
総件数 219	総件数 895	総件数 1144	総件数 1196
(朝鮮関係 203)	(朝鮮関係 884)	(朝鮮関係 1116)	(朝鮮関係 1150)
(国宝 7、重美 25)	(重文 2、重美 8)	(国宝 8、重美 31)	(重文 8、重美 36)

(表2)「小倉武之助所蔵品目録」時代別内訳(件数)

	朝鮮	中国	日本	その他
考古	557	10	4	4
彫刻	49			_
金工	128	2		_
陶磁	130	18	2	2
漆工	44	_	_	_
書跡	26	1	9	_
絵画	69		25	_
染織	25			_
土俗	2	1	1	1
計	1,030	32	41	7

(表3)「寄贈 小倉コレクション目録」(1982年) 細目(件数)

(出典:佐藤昭夫「小倉コレクションについて」、『寄贈 小倉コレクション目録』1982)

膨大な資料の整理、目録の作成には専門家、研究者の協力が必要である。ことに朝鮮考古学の専門家による調査である。その存在が確認できるのは榧本亀次郎である。

ここで榧本亀次郎(杜人)(1905~70)について紹介 しよう。

『国立博物館ニュース』の1958年5月1日の「博物館 人さまざま」に、人物評が載っている。「東京のYMCA英語学校から東洋大学国漢文科をでて帝室博物館歴史課に勤務していたが1930年に朝鮮総督府嘱託として古墳調査に参加し、楽浪古墳、金海貝塚発掘等での意欲的活躍により、小場恒吉、藤田亮策らにみとめられた。終戦とともに総督府博物館に引き継ぎ事務で留、帰国後1947年より国立博物館奈良分館に勤務、1952年に「東博」にうつり日本の歴史時代の発掘調査に従事する。この方面のオーソリティであり、朝鮮の考古学資料についても豊富な知識を持っており、1958年当時東京国立博物館有史室長である」と。

榧本が小倉家の家蔵目録作成に携わるのは、豊富な考古学知識をもち、しかも植民地期に、朝鮮総督府の古蹟調査事業に携わった考古学者であり、朝鮮考古学に詳しい人物であったことによる。榧本によって、初めて「小倉武之助の所蔵品」のまとまった目録作成が始まった。

①『家蔵目録』

『家蔵目録』の凡例には、「この目録作成のための調査と写真撮影は昭和28年の5、6、7の3か月にわたって一応完了した」、「時代の判定を千点に近い一々について正確に行うことはむずかしい。誤りも保しがたいので、なお改定を期したい」としている。形態は25cm、72ページの謄写版刷りである。3か月ほどの短期に調査を行い、翌年ガリ刷りの冊子を刊行している。895件が収録されている。しかし完全な目録ではない。十分に整理されたとはいえない。榧本の没後、1980年に町田章編により榧本評伝『朝鮮の考古学』が刊行されたが編集後記において「なかでも1953年に朝鮮での経験に基づき、小倉コレクションを総合的に調査したのは楽しいことであったらしい」と記述されている。

しかしその略歴紹介には

「1953 年 5 月から 7 月 小倉武之助所蔵品(朝鮮 関係)調査

7月1日 「文化財保護委員会事務局記念物課に 併任」

と紹介されている。

同じ時期、京都大学考古学教授梅原末治も、小倉所蔵品についての調査を行う。当時、梅原末治はロックフェラー財団の奨学金により朝鮮考古学関係の資料を纏めていた。1952年に京都大学考古学研究室の助教授となった有光教一が調査に加わり、1953年の夏、榧本と同時期に千葉の小倉邸を訪問<小倉コレクションとの主要遺物の撮影、実測、記録つくりをした。これらは「梅原考古資料」として現在、東洋文庫に収められている。ここに小倉コレクションとのかかわりに、植民地期に朝鮮総督府博物館での藤田亮策の信頼の厚かった榧本亀次郎、有光教一が小倉所蔵品調査、目録作成に登場する。榧本は59年には、奈良国立文化財研究所に移っている(当時の奈良文化財研究所所長は朝鮮総督府時代の上司、藤田亮策である)。

1960 年平城宮址発掘に参加、奈良国立文化財研究所歴史研究室長に転出(藤田亮策の要請により)。

有光教一(1907~2011)も小倉所蔵品調査にかかわる一人である。

1952年12月京大助教授。1957年3月教授就任。

梅原考古資料の整理(1952年以後)は、「梅原考古資料 目録—朝鮮の部」として、ゆうに1万点を超える研究 資料を整理した。

当時、朝鮮戦争(1950~53)により朝鮮に残された 総督府の古蹟調査上の資料の散佚が言われていた。梅 原末治は「自分の手元にあるこれらの資料を整理して 複製する。カード作成・写真・図面・拓本・記述等を 3通り複製し、日本(京大文学部)、韓国(中央国立博 物館)・米国(ハーバード・エンチン研究所)に寄贈す る案を提示していた。有光はゆうに 1 万点を超える梅 原考古資料(朝鮮の部)の整理作業に参加、1953年か ら54年にかけて小倉武之助所蔵品調査のために小倉邸 を数回訪れている。有光は小倉について以下のように 語っている。「明快な口調で財団法人を設立して蒐集品 の散佚を防ぎ公開を図りたいと説かれた。その企画は 昭和30年に実現し、自ら理事長に就任された。1958年 には財団法人小倉コレクション保存会を設立した。 1964 年には自ら『小倉コレクション目録』を編集・発 行された」と。

梅原末治はそのいきさつを記述している。「朝鮮戦争 勃発により 1953 年以後残してきた夥しい関係の調査資料類が失われた。わたくしの手元にある関係資料に対し、ロックフェラー財団の助成によるその利用をかねての整理と作製をはじめた。」いわゆる「梅原考古資料」そのものについても紆余曲折があるが、現在、その調査資料は東洋文庫の梅原考古資料の中におさめられている。

戦後の「小倉コレクション」目録作成には 1951 年から始まる日韓会談の推移が重要なファクタである。植民地意識がまだ色濃く残る関係者たちが生存し、とくに文化財関連の交渉には 50 年成立の文化財保護委員会には関係者・専門家が事務局としてかかわっていた。

韓国側からの「小倉コレクション」問題追及において 文部当局、文化財保護委員会事務局では戦前の総督府 人脈が色濃く投影されていた。

1956 年 1 月には、小倉コレクション保存会を財団法 人として永久保存の道を講じるという。

「財団法人 小倉コレクション保存会設立趣旨書」 を出した。そして 1958 年には財団法人小倉コレクション保存会を設立し、小倉武之助は理事長に就任した。

②『保存会目録』

戦後の「小倉コレクション目録」の作成には52年から始まる日韓会談の推移が重要なファクタとして関わってくる。1958年の第4次日韓会談においては①、②の目録は、すでに日韓会談の席上でも確認されていた。第5次日韓会談の「文化財小委員会」でも、日本側は「小倉コレクション」は、文部省の文化財保護委員会の所管の下にあり、榧本はその管理委員をしていると説明している。

この『保存会目録』は58年の「小倉コレクション保存会」の財団法人化に向けての手続きに必要であり、小倉武之助みずからが編集に加わり作成されたもので、ガリ版刷りの10枚の写真と103ページの冊子である。1,144件が収録されている。その作成には、①『家蔵目録』がベースになっていることは明白である。これにも榧本は協力したのではと推定される。「保存会」の理事会メンバーには監事として榧本亀次郎の名が、評議員会に藤田亮策の名がみえる。

①と②は時代区分も同様であり、双方に同じ箱書きや伝文などが書き込まれている。

筆者は、2010年、偶然にも知人の好意によりこの『保存会目録』を入手したが、単なる所蔵品の目録としてだけではなく、小倉自身の歴史的事実の書き込みに驚いた。

目録の冒頭に「古代の日鮮関係」という小倉自身の コレクションの目的が書かれている。

「…余はこの見地から、敢えて古美術といわず、 朝鮮の古器古物をできる限り系統的に整備保存す ることは、日本の古代史を闡明する上のみならず、 極東ツングース族文化の研究に貢献する以所であ る」

圧倒的に考古遺物が大半を占めている。

『保存会目録』は小倉武之助の収集品の分析・調査にはもっとも重要な資料であり、小倉武之助本人の人物・歴史観を知るにも不可欠の資料である。

③『小倉目録』

小倉が作成した唯一つの印刷された記名の明白な目録である。しかも『小倉目録』は『保存会目録』をそのままガリ版から印刷本へと移したものといえる。ただ50件ほど追加されている。考古遺物の数量はほとんど同一であるが「日本の部」が数十品追加されている。これまでのガリ刷りの目録と異なるのは。奥付に印刷発行年月(昭和39年4月)、編集発行者名(小倉武之助)が明記されていることである。「保存会目録」と同じ10枚の写真、同じ目次、内容121~・ジの「非売品」である。

④『寄贈目録』

1964 年、小倉武之助死後、息子の安之が小倉コレクション保存会を継いだが、1981 年に一括「東博」へ寄贈する。「東博」は翌年(1982)に、特別展観「小倉コレクション展」を開催し、約300点を公開するとともに、この展観に伴い『寄贈小倉コレクション目録』を刊行した

考古資料が 580 件(土俗 5 件を含む)で圧倒的量であるが、時代的には新石器から青銅器、三国時代から統一新羅に及んでいる。しかも重要文化財指定が 8 点、重要美術品認定 31 点が含まれている。『寄贈目録』では、このコレクションの考古資料・美術工芸品の価値について「これほど広範囲な、しかもここまでまとまったコレクションはほかに類のないものといえよう。」と評価している(佐藤昭夫 1982「小倉コレクションについて」『寄贈目録』、東京国立博物館:5—7ページ)。上述のように、①、②、③は時代区分も同様であり、

上述のように、①、②、③は時代区分も同様であり、 双方に箱書きや伝文などが書き込まれている。

戦後作成の、①、②、③の目録からみえてくるのは、 植民地期の時代区分に基づく先史、楽浪、高句麗、百 済、任那、新羅、高麗、李朝という構成で、総督府統 治の史観である古代の任那日本府による朝鮮支配、漢 による楽浪をはじめ古代朝鮮の支配、などを証明する ための楽浪、任那、新羅といった時代の遺物を中心と した収集品である。

①、②、③の目録には箱書きや伝文などが書き込まれているが、④ではそれらは削除されている。戦後の歴史研究では、時代区分としては「任那」説は消え、「伽耶」に置き換わった。しかも④の分類は時代区分によらず、種類別に、考古・彫刻・金工・陶磁・漆工・書跡・絵画・染織・土俗に分類されている。出土地、収集の経緯に係る説明はない。「不明の事項については、これを省略した」と書かれている(『寄贈目録』東京国立博物館、1982、201 ページ)。

そのため、釜山の連山里出土品、金冠塚の遺物といった明らかに盗掘品と認められるような遺物についてはなんら説明がない。ただ「伝」とのみ、その出土地を伝えている。

植民地朝鮮でも、その統治下での発掘、出土品には 一応厳しい規制が課せられていたにもかかわらず、「小 倉コレクション」には多くの明らかに不法取得遺物が ある。

目録は語る

目録の中に、ときとしてハッとする記事に出会うことがある。これがヒントとなり、その内包する意味をくみ取ることになる。目録が単に品名、出土地、時代、形質をあらわすだけではなく、そのものの意味、内実を表わす示唆とも取れる記述がみられる。おそらく箱書き、由緒書きなどがある場合には、その記述はその出土にまつわる事実、歴史を語るものであろう。この小倉コレクションの収集の過程において起きた様の出来事のなかでの真実を語る記述が含まれている。古い出土品、古墳の盗掘品などでも、その出土地を表すなんらかのヒントとなりうるかもしれない。目録からは、幾つかの問題点が浮かび上がる。

「東博」東洋館リニューアルオープン

2013年1月2日、東京国立博物館「東洋館」のリニューアルオープンにおいて、「朝鮮室」の展示空間は拡大され広々とした心地よい観覧空間である。

入口にはまぎれもない「金冠」が燦然と輝いていた。 初めて接する美しい小型の「金冠」であった。テーマは「朝鮮半島の考古と美術」で5つのセクションに分けられている。「朝鮮の磨製石器と金属器」、「朝鮮の王たちの興亡」、「朝鮮の陶磁」、「朝鮮の仏教美術」、「朝鮮代の美術」である。展示物 200 数 10 点の半数以上が「小倉コレクション」からである。

コレクションの「不明」に関連する事実はどのように展示されるのであろうか。目録に書き込まれた「伝」書きの事実について、その実物の展示と解説をぜひ閲覧したいと考えた。

例えば、朝鮮王朝末期の王宮にあった服飾が、骨董品として個人が所有していたことである。『家蔵目録』、『保存会目録』、『小倉目録』には、高宗代の衣服、家具類が「伝」書きとして書き込まれている。

『家蔵目録』の「李朝時代」には

654番 「金銀装甲胄」 李王家所伝

656番 「紫地絹冠」

672番 「漆十二角膳」 伝乾清宮所在

『保存会目録』、『小倉目録』の「李朝時代」には

18番 「紫地絹冠」

李太王所用品

27番 「金銀装甲冑」 李王家伝来

118番「朱漆十二角膳」(伝)乾清宮所在)

「**志士閔妃暗殺ノ後室ニアリシヲ持来レリト云ウ**」 その他、12 番、13 番、14 番、21 番、は「李太王所用 品」という着衣である。

『寄贈目録』では

889 朱漆十二角台付膳(漆工) 1 枚 李朝 木製 漆塗 径 37.0 高 26.8

1022 紫縮緬冠 (染織) 1 個 李朝 19~20 世紀 高 20.0 長径 20.5 短径 16.0

1029 朱ビロード地金銀装甲冑 (土俗)1 具 李朝 桁 53.0 丈95.0

「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」ではその実物を拝観したいと考え、これらの「特別閲覧」を「東博」に申請したところ、2013年10月に一般公開するとの返事をいただいた。

2013 年「東洋館」リニューアルオープンでは、10 月 1 日~12 月 23 日の展示において上記の 3 点が公開された。

- 甲胄
- · 冠
- 膳

しかも、展示室の展示の解説には

- · 甲胄 (龍鳳紋頭釘甲胄)
- •冠(翼善冠)
- ・膳(風穴盤)

とも書かれているが、解説は見当たらない。

『小倉目録』で小倉自身が書き込んだ事実が、『寄贈 目録』では記述されていないのはなぜか。明らかに李 太王即ち高宗の着衣という意味、所用品という意味が 重要である。王の所用品をなぜ一日本人が所有してい るのか。

18 番の「紫地絹冠」は李太王即ち朝鮮王朝高宗の冠であり、正式名称は「翼善冠」と呼ばれている。なぜ正確な名称を使用しないのか。「翼善冠」とすれば、誰もが朝鮮国王の冠と分かってしまうからだろうか。

118番の「朱漆十二角膳」は『寄贈目録』では「朱漆十二角台付膳」としながら肝心の衝撃的「伝」書きを省いている。小倉自身があえて「志士 閔妃暗殺ノ後室ニアリシヲ持来レリト云ウ」くだりを削除することで、この「膳」の歴史的意味を隠してしまっている。

日本人「志士」らが朝鮮王朝の王妃を殺害するとい うこの非道な歴史をあえて書いている小倉武之助の歴 史認識もさることながら、その事実を削除する「東博」 の見識、『寄贈目録』においての記載内容の説明にみえ る「不明の事項についてはこれを省略した」とする弁 明は、あまりにも恣意的である。27番の「甲胄」につ いては、韓国のヘムン僧侶がこの甲冑の特性を調べ、 「最高軍事司令官の儀礼用の衣服である」とした。す なわち「最高大元帥」高宗皇帝のものであると。朝鮮 王朝の皇帝の衣服が一コレクターの収蔵品であること は納得しがたいことであり、いかなる経緯でコレクシ ョンに在るかを明らかにすべきであろう。特に李朝末 (1894年)、日本の侵略が着々進行していたとき、その 後の植民地期に植民者として、企業者としての小倉武 之助の文化財・遺物の収集は、明らかに植民地支配を 背景として可能であった。

特に1894年以後の日本の侵略が着々進行していたとき、その後の植民地期に植民者として、企業者としての小倉武之助の文化財・遺物の収集は、明らかに植民地支配を背景として可能であった。

まして明成皇后を殺害した者たちが持ち出した膳を、単なる美術品として見せることは全く歴史を隠蔽するものである。小倉の書いた「伝」書きを調査/研究することもなく、ひとつひとつの物件のもたされた経緯を調査することもなく、ただ見せるだけでは「展示物」の歴史的意味がない。「小倉コレクション」収集の経緯を明らかにすることは、「東博」の当然の課題である。

博物館の観覧者にとって、展示をみるのは、単なる「美術品鑑賞」ではない。その民族の文化を理解するための閲覧であり、はるかに時空を超えた美術品との出会いは文化と歴史との出会いの旅でもある。目録は多くを語り、その際のガイドとなり、同伴者となる。そのためにも正確な誠実なガイドでなければならない。目録は語る。

【美術館·博物館案内】

- ■東京国立博物館東洋館 (10 室) 「朝鮮時代の美術」(~7/31)、「磨製石器と金属器、王たちの帯金属・副葬品、 陶磁」(~10/23) ⇒http://www.tnm.jp/
- ■日本民藝館「朝鮮工芸の美」(~6/12)

⇒http://www.mingeikan.or.jp/

■(**京都) 高麗美術館**「仏教の輝き 青磁の輝き」(~7/24) ⇒http://www.koryomuseum.or.jp/

書評

黄 壽永 編 (李 洋秀·李 素玲 増補·日本語訳) 2015

『韓国の失われた文化財 - 増補 日帝期文化財被害資料 - 』 三一書房刊 国外所在文化財財団企画、荒井 信一監修

(原書:考古美術資料第22集[日帝期文化財被害資料]韓国美術史学会、1973)

五十嵐 彰

「わが国土が日帝に占領され、あらゆる文化の遺産が彼らによって蹂躙された今世紀初半の歴史は、悪夢のようにわれわれの脳裏から離れず、その痕跡はまた容易く癒されはしない。彼らはいわゆる「古蹟調査事業」を名目としているが、その成果のようなものは、彼らが犯した古代墳墓の掠奪のようなたったひとつの事例だけを挙げても、彼らは何を持って(ママ)補償し弁明するのだろうか。…

ここで考古美術資料集の一冊として、この間収集した日帝期、わが文化財の受難を中心とした各種資料をまとめた訳は、たったこれだけでも今日に至っては新しく揃えるのに、時間と力が要るという判断の下に、もしかしてこのように粗末な資料集が、私たちの過去のつらい事実を後世の人に伝え、今後その保存と研究のために、何か小さな助けになればという祈願からだ。この本が、そのような資料のごく少数しか載せられないことは、あまりに明白だ。今後このような小さな集成が基礎となり、われわれの文化財受難の諸相を伝えるのに助けになるのなら、それに勝る喜びはないだろう。」(黄壽永 「序文」: 24-26.)



1973 年刊のガリ版刷原書

ここに、文字通り 42 年の年月を経て「小さな助けになればという」祈りと願いが、実現した。本書に至る 経緯をまとめておこう。

日韓会談で韓国側の文化財返還交渉の実務代表者として活躍された黄 壽永氏がその満たされぬ思いを胸に、1973年に 編集されたのが、韓国美術史学会から出版された『日帝期文化財被害資料』考古美術資料 第22集であった。B5版で307頁の縦書きガリ版刷りの簡素なものであった。印刷部数も限定的で、それこそ知るといった慎ましいものであった。それが記る人ぞ知るといった慎ましいものであった。それが訳出をの市民運動のグループの作業として「序文」が訳出され、1977年に岡本俊郎氏によって「帝国陸軍・日本考古学の「犯科帳」翻訳に参加しませんか?」と題して日本人からの最初の確かな応答となった(1985『見晴台のおっちゃん奮闘記』:130-133.所収)。しかしこの翻訳作業も最後まで完了することはなく、こうした書籍の存在は限られた人びとの心の片隅にひっそりと

身を潜めたまま、以後 30 数年の年月が経過することとなった。そして「併合」100 年の時を契機に結成された「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」のメンバーが訳者となり、改めて 2012 年に李 洋秀・李 素玲 共訳・補編『日帝期文化財被害資料』として韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議から発行された。これは、B5 版 163頁の簡易製本で暫定的に出版されたものであったが、原本にない多くの挿図と前後の文章を補うことで、殆ど最初から最後まで書き直すのに等しい「補筆改訂版」となった。

こうして日本で積み上げられた成果をもとにして、 2014 年には韓国の国外所在文化財財団が主体となって 일제기 문화재 피해자료 (日帝期文化財被害資料) と 題して出版された。これはB5版488頁の堂々たる書籍 で、原本の文章は青字で、補筆された部分は黒字で表 記されている。韓国の専門家による解説文が随所に挿 入されることで、読者の現在的な理解を容易にしてい る。韓国版と同時に出版することが計画されていた日 本版は、やや遅れて2015年に『韓国の失われた文化財 增補 日帝期文化財被害資料』国外所在文化財団企画、 荒井信一監修として三一書房から出版された。A5版531 頁、原文はゴシック体で、補筆部分は明朝体で表現さ れた。韓国版が横書きカラー図版であるのに対して、 日本版は縦書き白黒図版という違いはあるものの、そ の内容は同じである。韓国版・日本版ともに「特別付 録」として、「朝鮮通信」(谷井済一1911-1913『考古学 雑誌』)が転載されている。

「日帝期」あるいは「日帝強制占領期」と称される20世紀初頭に、日本人が日本語で書いた文献資料(これは学術雑誌掲載論文から新聞記事や総督府などの公文書にまで至る)を、1973年に韓国人が韓国語に訳出して編集して少部数を出版し、その直後に日本人の市民団体が翻訳作業を開始したがやむなく中断、35年の空白期間を経た後に在日の訳者を中心として新たに日本の市民団体が助成団体の援助を受けて翻訳を自費出版、さらにそれが韓国の公的機関の企画により韓国国立中央博物館の支援を受けて韓国語版が出版され、今回の日本語版の出版となった訳である。

元資料(オリジナル)は日本人による日本語文献である。それが韓国語へ、次に関連資料および画像資料などを増補して日本語へ、それを元に現在的な解説資料を加えて韓国語版を作成、さらに再び日本語へと、100年の時を経て両国の間を行き来しつつ織りなされた「ハイブリッドな歴史的作品」である。100年前の日本人の様々なくもの>に対する認識が、40年前の韓国人の認識を基準として集成されることで当時の日本人の認識の在り様が鋭く問われることになった。長い沈黙の後、在日の訳者によってその問題意識が受け継がれ育まれさらに関連資料が付け加わり、韓国の研究者

によって解題という形で現在的な認識が加筆されて、ここに再び生まれ変わって世に送り出された。 < ヒト>がある種のこだわり (怨念)を持って取り扱う「文化財」という < モノ>を仲立ちとして、どのような人がどのような言葉を語り、行動をし、思いを綴ったか、切れ切れとなった言葉をつなぎ合わせるような作業の結果が本書である。

「欧米が世界を植民地にしていた時代、文化財の略 奪はその象徴だったし、それに対する何の反省もあり ませんでした。日本政府もそれを見習って、「世界の 国々が皆、他の国を侵略しているのに、日本だけが変 弾される筋合いはない」という態度で、今も何の ありません。しかし古代エジプト、ギリシア、 もありません。しかし古代エジプト、ギリシア、 本インカ帝国の遺跡等が続々、元来あった場所に返本や れています。「欧米が世界を侵略したのだから、、 気略も正当だ。認められるべき」という詭弁は、 会略 世界で通じないでしよう。黄壽永先生が文化財返還的 題をでいなかったのですが、黄先生の長い期間の 起きていなかったのですが、黄先生の長い期間の といろうな土壌を作る契機になったと 思います。」(李 洋秀「増補にあたり」: 23.)

韓国語版と日本語版では、内容的には同一ながら、 種々の違いがある。韓国語版の方が、日本語版よりも 判型が一回り大きく、挿図もカラー刷りである。何よ りも韓国語版作成にあたって韓国の公的機関が主体と なって出版されたのに対して、日本語版はそうした支 援が一切なかった点が大きく異なる。同一の写真を掲 載するに際しても、韓国語版では公的機関の出版物で あるが故にその使用料が格安であったのに対して、日 本語版では商業出版であるということで法外な値段が 請求されたという。同じ内容の出版物なのに、この違 いは何なのだろうか。本来ならば日本の公的機関、例 えば文化庁ないしは国立博物館が主体となってなされ るべき出版事業であろう。何せ、オリジナルは日本人 が日本語で、日本人が行なった事績について記した文 章である。こうした些細なしかし本質的な点に、両国 における歴史認識に関するギャップが露呈している。

「過去の日本考古学の犯罪は、こんにちになっても決して許されないし、僕達はその負債を負わねばならない。僕達は、この親の負債を返すべく具体的準備をすすめたいと思う。この事は、実に帝国主義本国人民として、被侵略国人民に対する当然のつぐないであり、そしてまた、最も重大な仕事の一つでもあるだろう。」(岡本 俊朗 1985「略奪文物を各国人民に返還しよう!」『見晴台のおっちゃん奮闘記』: 127.)

私たちは本書をもとにこうした認識を更に強く推し 進めなければならないと思う。その際に歴史的な営み

■連絡会議の会員を募集しています■

文化財の専門家や研究者だけでなく、市民がまわりの文化財を調査し、文化財をとおして歴史を学び、考える新しい市民運動です。会費は年会費(個人)3,000円、(団体)5,000円、(賛助会費)10,000円。規約や申込書はWEBで入手できます。会費は、お近くの郵便局から郵便振替 00140-9-607811「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議」あてお送り下さい。

における「連累」(インプリケーション)ということを考える。それは「直接関与していないにもかかわらず『自分には関係ない』とは言えない。そんな過去との関係を示した概念」である(テッサ・モーリス=スズキ『朝日新聞』2015年12月25日朝刊35面「戦後生まれの戦争責任は」)。「連累とは「事後の共犯」的な関係だという。たとえば、収奪行為には関与しなかったが、収奪されたものに由来する恩恵を「現在」得ているケースだ。…虐殺に関与しなくとも、その歴史を隠蔽したり風化させたりする動きに関与すれば責任が生じうると見る。」

<もの>は誰かがある意図をもって動かさない限り、 そこに残り続ける。その<もの>がそこにあることが 不当な状態であるとするならば、そこにあることを容 認している私たちには「事後の共犯」的な関係が生じ ている。それが、戦後責任である。

人がこの時代、この社会で生きる限り、この時代・ 社会を形成してきた経緯と無関係に生きることはできない。過去は現代を形作っているし、現代の認識が過 去の認識を形作っている。だから過去には私たちが形 作る未来があり、未来には過去の事柄が色濃く反映することになる。今に残る暗い過去を見据えて明るい未 来を作るためにも、本書に込められたメッセージをし っかりと受け止めることが求められている。



日本語版 『韓国の失われた文化財』 (三一書房刊 3,500円+税)



韓国語版 (社会評論アカデミー刊) (30,000 韓国ウォン)

*本文は、ブログ「第2考古学」に発表した文章(「全方位書評 黄編(李・李訳)2015『韓国の失われた文化財』」http://2nd-archaeology.blog.so-net.ne.jp/2015-12-25)を基にしている。

*昨年12月19日には同書日本語版出版記念ワークショップを大阪経済法科大学麻布台セミナーハウスで開催した。

「韓国・朝鮮文化財返還問題連絡会議年報」5号目次(2016.6.1)

2015-16年の動きと今後の課題 編集部 1 文禄の役と常宮神社の朝鮮鐘 森本和男 3-5検証・日韓階段議事録 李 洋秀 5-8 公開された日韓会談文書の文化財目録 7-8 森本和男 連絡会議の歩み(2015-16) 8 「小倉コレクション」について 目録は語る 李 素玲 9-14

書評『韓国の失われた文化財』三一書房 五十嵐彰 15-16